2022 年 第 19 回ジェンダー史学会年次大会
自由論題報告要旨一覧

部会 A

◆楊雅韻（京都大学博士課程）

「近代日本の化粧をめぐる男／女の境界線」

本報告の目的は、特定の文化事象におけるジェンダーの非対称性の構築過程がいかに／なぜ構築されたのかという関心のもと、化粧をめぐる男／女の境界線を強調・（再）生産する言説を分析することで、日本において化粧が女性の領域に囲い込まれた歴史的過程を明らかにすることである。

化粧に関する従来の文化史研究は、近現代日本における欧米式化粧の受容、あるいは女性の身体装飾の変容を主題とし、男性に殆ど焦点を当ててこなかった。その背景には、殖産興業政策の一環で「生産的」身体を要求された男性が、化粧という「非生産的」領域から排除されたことがあったとされる。しかし、そこには、化粧におけるジェンダーの非対称性を掘り下げず、「女性は美しくあるべきだ」という価値観を自明視してきた点に問題がある。江戸期までの日本において化粧が男女問わず見られた身体行為だったことを、現代の日本人男性のあいだで化粧が一般的ではないように見えることと併せて考えると、後者の状況が定着するまでに、化粧に関する何らかのジェンダー規範の成立があったのではないかとの仮説が立つ。

そこで本報告は、1900 年代から 1940 年代にかけての日本を対象として、同時代の社会・経済的な構造と関連づけながら、化粧をめぐる言説にみられる男／女の境界線の構築過程を、「イメージ」と「モノ」という二つの視点から検討する。

まず、1900 年代から 1930 年代にかけて展開した日本人の「美」をめぐる議論に注目し、知識人・評論家によって発せられた化粧関連の言説を分析する。この時期の知識人・評論家は、日本人に理想的な「男性美」「女性美」を論じるなかで、それらを国家観と結びつけながら、男性が化粧を行うことに否定的な見解を示した。他方、1900 年代に登場した「美容師」なる肩書きをもつ人びとは、欧米式化粧の普及を推進するなかで、男性を化粧の領域から完全には排除せず、男／女に相応しい身体装飾のあり方を模索した。この「美容師」なる職業は、1920 年代から女性の担い手が存在感を高めたことから、女性の社会進出を背景とした発話主体のジェンダーの転換という点からも興味深い考察対象である。このように、社会的布置の異なる主体による複数の言説空間を考察することで、戦時期までに化粧＝女性という「イメージ」に収斂していった歴史的過程を明らかにする。

次に、大衆消費社会の到来とともに展開した、化粧品メーカーによる販促活動を手掛かりに、市場に流通した化粧品＝「モノ」がどのようにジェンダー化していったのかを

分析する。1910 年代以降の日本では、知識人や美容師たちの議論に追随するかたちで国産化粧品の製造・販売業者が立て続けに登場した。そこで第一に、化粧品広告が女性をどのように表象したのかについて、「貴婦人向け」として販売された商品をもとに考察する。第二に、1920 年代から 1940 年代にかけて、一部の化粧品メーカーが「女性用」化粧品を「紳士向け」に販促した現象に注目し、それによって前時代までの男／女の境界線がどのように再構築されたかを検討する。

以上全体を通じて、化粧をめぐる「イメージ」の構築に追随して、市場に流通した化粧品＝「モノ」がジェンダー化していった過程を解明する。

◆河野夏生（奈良女子大学博士課程）
「女性の体毛をめぐるイメージの変容―小説にみる女性身体の表象を中心に」

発表者は、これまで女性の脱毛文化を近代日本の表象空間と現代の広告メディアを対象に分析し、女性たちを脱毛文化へと駆り立てるイデオロギーと広告プロパガンダを検証してきた。しかし女性の体毛への社会的関心は広告表現にみる「脱毛」という方向性だけではなく、その関心の一端を文学テクストにみることができる。本報告では、女性の体毛をエロティックにまなざす男性の視線とその抵抗としての女性の視点、さらに脱毛文化が広く浸透した現代社会への抵抗のテクストを読み解く。

広告表現にみられるように、女性の体毛の有無は他者のまなざしによってコントロールされ、そこには美や規範、そしてエロスが組み込まれている。分析にあたり、男性によって領有されてきた「妊娠」というテーマの女性作家たちによる取り戻しについて明らかにした藤木直実の論稿 を参照軸としながら、小説における女性の体毛表象が持つ社会的意味を考察する。

第一の論点は、近現代の男性作家による体毛へのまなざしである。谷崎潤一郎の『痴人の愛』 や村上春樹の「国境の南、太陽の西」 では、抑え難い性的興奮やその当時の興奮を回想する男性の欲望の重要な表象として女性の体毛が描かれる。女性の体毛は男性の性欲を煽り、性的な興奮を高めるものとして必要とされてきたこと、またエロスを読み取らせる間接的なモチーフであることが確認できる。

女性の体毛への性的な認識の共有と同時進行で、ビジネスとして体毛処理の文化が形成されるが、それは洋装化による身体部位の露出によって性的で好奇なまなざしに曝されるという危機意識にも結び付いている。体毛を小さな表徴として自己の身体が性的な文脈に置き換えられないように、女性たちは危機回避――あるいは抵抗――として脱毛文化に参入した。その端的な事例としてノースリーブのような開放的なスタイルの流行時に「わき毛」の処理が必要とされたことが挙げられるが、「わき毛」を過剰なエロスとして可視化した女優の存在などから、体毛処理を男性の性的なまなざしへの抵抗と読み取ることは可能であろう。

第二の論点は、2000 年代以降の脱毛行為の規範化により 、無毛の女性身体を前提とする小説が登場したことである。角田光代の「サバイバル」 は、身体のあり方やみだしなみに強い関心を持つ男性が、身体に無頓着な女性の体毛に向ける意識を中心に物語が展開する。さらに松田青子の「みがきをかける」 では、主人公の「私」が脱毛サロンで施術を受ける場面から始まり、「毛の問題」を考えるなかで「私」の身体全体に長い体毛が生え、「熊でも猿でもない、謎のつやつやしたいきもの」 になることが描写される。松田はこの小説で、「脱毛プロパガンダ」 の果てに奪われてしまったものは女性の体毛だけではないことを示唆し、その取り戻しとして体毛に覆われた身体を象徴的に用いる。このように女性の体毛は、男性の性的まなざしを媒介に、徹底した規範によって奪われるが、「体毛のある身体」の取り戻しを抵抗の手段として性的なまなざしを回避することが可能となる。

本報告では、この女性の体毛をめぐる二度の「抵抗」と意味の転覆から、女性の体毛イメージの変容を明らかにする。

部会 B

◆小玉亮子（お茶の水女子大学）

「幼児教育と母なるもの：戦争と復興の時代のペスタロッチ・フレーベルハウス」

近代教育思想史において、教育を語る高名な思想家たちはこぞって家庭における教育から論じている。ルソーの『エミール』はすぐに想起されるところであるが、同様にベストセラーとなったロックの『教育に関する考察』もまた子育て指南書ともいいうるものであった。ケーニヒスベルク大学で教育学の講義を担当したカントもまた、家族からはじまる教育論を展開していた。しかし、19 世紀に生じた急速な学校教育の拡大とともに学校論が求められ、次第に教育を家族との関係から論じる議論は後景に退いていくことになる。とはいえ、教育における家族の意義は、学校教育論の隆盛のなか、絶えることなく繰り返し浮上する。そのときに、しばしば言及されるのが、18 世紀から 19 世紀の世紀転換期に活躍したスイスのペスタロッチという教育者である。ペスタロッチの教育思想は、「母の愛」に基づく教育を強調してやまない議論が展開されているという点で、単なる家族による教育論にとどまらない特徴をもち、それは、海をこえてイギリス、アメリカにも影響力を与えていくことになる。他方で、幼児教育の歴史をたどるとドイツのフレーベルが決定的な影響力をもって、幼稚園が世界に普及していったことは広く知られている。

このペスタロッチとフレーベルの名前を冠した学校が 19 世紀末にベルリンにつくられたペスタロッチ・フレーベルハウスである。本報告では、このペスタロッチ・フレーベルハウスを分析の対象とする。というのも、この学校は、20 世紀初頭以降、ドイツ幼児教育の教員養成の分野では、リーダーとしての地位をもちつづけているためである。

ヴァイマル時代には、帝国学校会議という幼稚園から大学まで参集した全国的な学校会議の幼稚園の代表の一人をだしたり、また、全国の幼稚園連盟の代表になったり、幼児教育界のリーダーともいうべき位置にあった学校であった。さらに、ナチス期ではナチスの幼児教育政策・家族政策の推進の担い手として重要な活動をし、それだけではなく、戦後もまた、幼児教育の中心にありつづけている。20 世紀の政治体制の変動にもかかわらず、幼児教育のリーダーとしての地位をたもちつつけることができた、ということ自体この教育施設の興味深い点である。さしあたり、本報告では、ペスタロッチ・フレーベルハウスがナチス期にどのような教育を展開したのか、まずは明らかにすることを目的としている。とりわけ、そこで仕事をした女性たち、リリー・ドレシャー、ヒルデガルト・フォン・ギールケ、ヘドウィグ・コッホらの活躍や挫折、葛藤やジレンマに焦点をあてながら、ナチス期に「母なるもの」が幼児教育とどのようにむすびつき、議論されたのか、明らかにすることを試みたい。

◆國原美佐子（東京女子大学）
「日露戦争時の外国人女性の戦時救護活動視察」

日露戦争（1904－05）は、中国を舞台とするヨーロッパとアジアの近代戦争として欧米各国から注目され、視察を希望する軍人やジャーナリストが多かった。日本政府も彼らの戦場同行を許可した。

この戦争に関心を持ったのは男性に限らない。戦時救護活動をおこなった日本赤十字社（以下、日赤）にも活動協力や組織の視察を目的にアメリカ人看護婦グループや英国人女性たちが来日し、その活動に加わった。日露戦争では日赤での正規看護教育をうけた看護婦が戦時救護活動の主体で、いわゆる「篤志看護婦」は慰問を主たる業務としていた。外国人の場合は米西戦争の従軍看護婦として活躍した「トレインド・ナース」も病院内での手伝いを重ねただけの「アマチュア・ナース」も共に「篤志看護婦」として日赤に受け入れられた。

彼女たちと日赤看護婦との共同活動に言及する先行研究は皆無というわけではないが、日赤の活動視察の実際を含め、彼女たちの日本滞在中の体験をまとめた研究は少ない。

彼女たちの来日時の特筆すべき活動は、戦地の野戦病院見学である。戦場となった中国大陸での救護実務は徴兵された救護兵が担い、日赤看護婦の勤務地は主として日本各地の衛戍病院であった。一部のエリート看護婦が遼東半島沿岸部まで病院船に同乗し、日本本土へ向かうまで傷病兵の治療にあたったが、史料上では日赤看護婦の現地の病院への移動は視察も含めて確認できない。日本人女性で戦地の病院訪問を確認できるのは、1901 年に愛国婦人会を創設した社会活動家である奥村五百子が 1905 年 6 月におこなった旅順奉天への慰問のみである。

ところが、外国人看護婦たちは、帰国時期が近づくと、必ず日本各地の衛戍病院と戦地の野戦病院の視察希望を日赤へ申請し、許可をうけている。

本発表では、特に二人のイギリス人女性―アレクサンドラ王妃の命を受けイギリスの従軍看護の改善を目的に戦時中の日赤の活動見学を希望した看護婦エセル・マッコールと、ボーア戦争ではボランティアとして現地で救護活動にかかわった経験をもつ主婦テレサ・エデン・リチャードソン―に注目をしたい。

彼女たちは来日後、各々の方法で日赤とのつながりをもち、帰国後に日記体に編集した体験談を母国で刊行している。

そこで、主として彼女たちの日本体験記、日本側史料等を利用して、日赤看護婦には許可されなかった戦場病院の見学の実施とその実際を以下の点から整理し、日露戦争時の外国人女性たちによる戦時看護視察事情と、それを受け入れた日本政府の試みについて考察をしたい。

１）外国人看護婦の日本国内の移動手続きと日赤・政府の対応
２）視察行程
３）外国人女性のみた戦地看護体制
４）外国人アテンドの方法
５）奥村五百子の慰問との比較

◆富田裕子（長野県立大学）
「大江スミの英国留学と帰国後の業績」

大江（旧姓宮川）スミが、日本における近代家政学の先駆者であったことは、家政学の分野では周知の事実である。しかし彼女が明治時代に日本政府の奨学金を得て、官費留学生として英国で学んでいたことは、ほとんど知られていない。この現状を踏まえて、今回の報告では彼女の生い立ちや留学以前に受けた教育についてまず簡単に紹介したい。

次に彼女がなぜ官費留学生に選ばれ英国に派遣されることになったのか。また留学にあたりどのような準備をしたのか。留学にまつわる経緯について解明するつもりだ。スミは 1902 年 10 月 18 日に日本を出発し、3 年 10 ヶ月にわたる留学生活を終えて、1906 年 8 月 23 日に帰国したが、彼女はどのような英国生活を送ったのであろうか。たとえばどの教育機関で、どんな科目を学び、現地ではどういった人々と交わり、知見を広めていったのか。彼女が留学中に文部大臣に宛てた報告書や帰国後に出版された留学当時の模様を綴った回想録や自伝を手掛かりにして、英国滞在中の彼女の足跡をたどりたいと思う。

報告の後半では、スミの帰国後の活動に焦点を当てるつもりだ。スミはまず東京女子高等師範学校で職を得て、新設後間もない家事科の更なる発展に寄与することを期待された。日本の教育現場で彼女は当時の家政学教育の現状をどう受け止めたのか。また日本の家政学の教育は、英国のと比べてどんな点で異なっていたのか。スミは日本の家政

学の教育の弱点を克服し、教育のレベルを高めるためにどのような得策を講じたのか。加えて彼女が英国で身につけた家政学の知識を、風土も文化も風俗習慣も全く異なる日本において生かしつつも、我が国に最も適した近代家政学の礎をどのように築いていったのか、そのプロセスも明らかにしたい。

その後スミの功績は認められ、東京女子高等師範学校の教授に昇進し、1925 年に退職するまで家政学の更なる発展に尽力した。退職後彼女は、自らが経営する私立の東京家政学院を設立し、自身の英国留学生活を通して学んだ女子高等教育の理想を実現すべく、たゆまず努力した。また家政学が日本社会の発展にとって、欠くことのできない学問分野であると断言した。この主張が事実であることを証明するため、彼女は優れた学校経営の手腕を発揮し、東京家政学院は、多くの家事科教員を輩出する教育機関として名声を得るようになった。

スミは 1948 年に亡くなったが、東京家政学院は 1963 年に大学へ昇格し、東京家政学院大学となった。今年で設立 97 年を迎えるが、彼女の教育理念は、今も後継者、卒業生、在学生の間で生き続けており、日本の女子教育、特に家事科教育の分野で、極めて重要な影響を及ぼしてきた。今回の報告の最後では、大江スミの恩師でもあり、英国留学の先輩でもあった安井哲との比較も試み、2 人の英国留学体験が日本の女子高等教育の発展に寄与したかを顕彰したい。

部会 C

◆小野仁美（東京大学）

「イスラーム法における男女間の身体的な性差をめぐる記述」

本報告の目的は、前近代に発展したイスラーム法が、身体の性差をどのように定義してきたのかを明らかにするため、①受胎についての記述、②性別判断についての記述、③精液や経血についての記述の三点をもとに、複数のイスラーム法学者の見解を比較検討することにある。

身体をめぐる性差概念の歴史については、ヨーロッパを対象としたラカーの議論が良く知られている。かつてのヨーロッパでは、「性」はひとつであるとするワンセックス・モデルが古代ギリシア医学より継承されていたが、18 世紀の「科学的な」発見により男女それぞれの性器が異なるものであるとするツーセックス・モデルへと移行したとされる（トマス・ラカー『セックスの発明―性差の観念史と解剖学のアポリア』1998 年、原著 1990 年）。では、イスラーム圏ではどのような議論がなされただろうか。

ガデルラブの研究によれば、ヨーロッパに先駆けて、ガレノスなどの古代ギリシア医学を受容したイスラーム医学（アラビア医学）において、11 世紀の医学者・哲学者イブン・スィーナーは、ワンセックス・モデルによる生殖のしくみを説明していた。一方で、男女の性器を明確に異なるものとする学者たちも存在し、その論拠は多様であったとい

う。そのうちの一人が 12 世紀のマーリク派の法学者でもあったイブン・ルシュドであり、別の一人が 14 世紀のハンバル派の法学者でもあったイブン・カイイム・ジャウズィーヤである(Sherry Sayed Gadelrab, “Discourses on Sex Differences in Medeival Scholaly Islamic Thought,” *Journal of the History of Medicine and Allied Sciences*, 66/1, 40-81)。

イスラーム法は、男女を明確に区別する性別二元論がその全体を貫いているが、複数の法学派がそれぞれ異なる見解を含み、異なる性差観をもちうる。7 世紀に成立した聖典クルアーンと預言者ムハンマドの伝承に由来するイスラーム法は、8〜10 世紀に体系化が進んだもので、その形成時期は古代ギリシア思想をはじめとする外来の学問が積極的にイスラーム圏において受容された時期と重なる。イスラーム法学とイスラーム医学には相互の影響が考えられ、上記の学者たちを含め双方の学問を修めた学者も少なくない。ところが、彼らが法学書に記した性差観とその多様性については、まだ詳しく検討されたことがない。

そこで本報告では、複数の法学派の法学書のなかで、身体をめぐる男女の性差がどのように捉えられていたのか、またそれぞれが何を根拠として論じられていたのかを比較検討したい。本報告は、性差概念の捉え方の検討を通じて、啓示にもとづく規範としてのイスラーム法と、外来の学問の影響を受けて発展したイスラーム医学との関連を探る手掛かりともなるだろう。

◆山家悠平（京都大学）

「松村喬子「地獄の反逆者」（1929）の描く娼妓かるたの告発――新聞報道との対比を中心に」

1926 年 9 月、名古屋中村遊廓徳栄楼から 3 人の娼妓が脱走した。そのうちのひとり松村喬子（1900－1993）は、労働運動家の岩内善作の協力で自由廃業し、のちに 1929 年に、自らの経験に基づく小説「地獄の反逆者＝人生記録＝」を『女人芸術』に発表する。同作は、主人公の歌子が同僚とともに脱走する第六話でいったん終結し、以後遊廓病院の回想記や、脱出記などが不定期に発表されている。

その最初の六回の連載において、歌子が遊廓という環境の理不尽さに目を向ける大きなきっかけになるのが、同僚娼妓かるたによる、警察への遊廓の不正の告発に端を発した一連の事件である。作品の中で、かるたは病弱で楼主からも同僚からも疎んじられる娼妓であり、歌子からのアドバイスにしたがって所轄の警察署に休業を訴える手紙を書く。それでも状況が改善しないことから、かるたは楼の監視を逃れて警察署に駆け込み、その結果、徳栄楼は娼妓取締規則違反で三ヶ月の営業停止処分を受けた。

実は、その出来事は小説の中だけでなく、当時実際に新聞で報道されている。はやくは地元名古屋の『新愛知』が「白粉地獄から警察へ泣き込んだ病身の娼妓／はなやかな

紅燈の影にこの哀話」（1926 年 4 月 10 日）というセンセーショナルな見出しで報じている。記事によると、病気がちのかるたは五千円近くの借金があり、地元の笹島署に陳情したが解決しないため、4 月 9 日の朝に所轄違いの新栄町署を訪れ「涙ながら私は病気であり借金が嵩むばかりで（中略）医師にも見せてくれず虐待するから」と救助を訴えたという。その後も、『新愛知』には、徳栄楼の営業停止や待遇改善をめぐる続報が頻繁に掲載された。

そのように新聞記事が「哀れな娼妓が救済劇」という視点から報道している一方で、松村の「地獄の反逆者」においては、かるたは歌子との対話を通して状況改善のための行動を決意する、芯の強い女性として描かれている。第三話はかるたのモノローグから始まり、そのなかで、楼主側からの借金を少しまけるという提案に対して、「いつも歌子さんがいっていたように、私だけのためではない、今日警察へ行ったことは、たしかに全部の人々にも、ためになったことがある、それをどうして、撤回することができよう」（松村喬子「地獄の反逆者＝人生記録＝3」『女人芸術』1929 年 6 月号、48 頁）というかるたの強い決意が描写される。もちろん、それは松村が想像したかるたの心境であるが、事件の当事者のひとりとして同じ楼のなかで過ごした経験が反映されているのは間違いない。

そこで今回の発表においては、まず新聞記事と、「地獄の反逆者」の記述から事実関係を整理し、その上で小説におけるかるたの表象に注目したい。かるたの告発の決意が、歌子とのどのような対話のなかで生まれてきたのか、またその告発が遊廓のなかに生きる当事者たちにどのような影響を及ぼしたのか考察することが本発表の最終的な目的である。

◆福永玄弥（日本大学、日本学術振興会特別研究員 PD）
「フェミニストと保守の奇妙な〈連帯〉：韓国のトランス排除言説を中心に」

近年、性的マイノリティの権利、とりわけ婚姻平等やトランスジェンダーの権利が、米国や欧州、アフリカ、中東、そしてアジアで大きな政治的争点となっている。報告者が専門とする東アジアでは、2000 年代以降の韓国や日本で「ジェンダー平等」を標的としてきた保守運動がトランス女性の排除を主張するフェミニスト（Trans-Exclusionary Radical Feminist、以下「TERF」と略記）と〈連帯〉して性的マイノリティの運動やコミュニティの分断を煽る動きが、近年可視化しつつある。本発表では、日本のトランス排除言説の拡散に影響を与えたとされる先行事例として、韓国の動向をとりあげる。すなわち、韓国における TERF と保守運動の連帯を可能にした言説資源としてトランス排除言説を位置づけ、その背景を批判的に考察する。

韓国では 2000 年代以降、社会運動の発展や政治の民主化を背景に性的マイノリティの人権を保障しようとする政治的・社会的な動きが可視化された。こうした状況をうけ

て、プロテスタント保守を中核とするバックラッシュが台頭し、資源を動員して大きな発展を遂げた。保守のバックラッシュは、同性愛者（とりわけ男性同性愛者）を主な標的としつつ、2010 年代中盤に入るとトランスジェンダーの権利を標的として訴求力を拡大することに成功している。他方、2010 年代にはフェミニズムの大衆化を背景に、とりわけ若年層の女性たちの間でトランス排除言説が爆発的な流通をみせる。その結果、2010 年代後半にはトランス排除言説を紐帯として、TERF と保守による〈連帯〉が実現した。本発表では、韓国社会におけるトランス排除言説の流通を、歴史的に構造化されたトランスフォビアという観点から検討しつつ、同時にグローバルなアンチ・ジェンダー・ムーブメント（Anti-gender movement）とのつながりも考察する。

本発表の試みは、韓国社会で流通・拡散するトランス排除言説をナショナル／グローバルなアプローチから検討するものである。これらの作業をとおして、トランスフォビアとの闘いが、なによりもトランスジェンダーの人びとの人権や権利を推し進めるものであること、そしてこれが〔ヘテロ〕セクシズムとの闘いでもあるということを主張する。その意味において、トランスフォビアとの闘いは、トランス／クィアスタディーズだけでなく、フェミニズムやジェンダー・スタディーズにとっても重要かつ喫緊の課題であると強調する。そして韓国の動向は、トランス排除を主張するフェミニストと保守運動の〈連帯〉が可視化しつつある日本においても、参考にすべき事例である。